



Title	科学と宋代社会 : その下第士人問題
Author(s)	川上, 恭司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1987, 21, p. 1-27
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48050
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

科挙と宋代社会

— その下第士人問題 —

川 上 恭 司

はじめに

宋代は科挙制が充実発展した時代であることは周知の事実である⁽¹⁾。それは競争率一つをとっても明らかである。例えば最難関といわれた南宋期の福州の場合、地方試受験者一万五千〜二万前後に対し進士合格者五十人前後⁽²⁾と約0.3%にすぎない。そして一方では官僚のポスト難という事実もある。にもかかわらず先の数字に象徴される過熱ぶりは何に起因するのだろうか。この問いの解答はおそらく成功者より失敗者の側に、より明瞭にあらわれると思われる。よって以下に、宋の下第者約四百四十余例の分析を通じ、科挙の宋代社会に与えた影響について考察を進めたい⁽⁴⁾。

一 下 第 者 の 動 向

下第に対する顕著な反応には、事実関係はさておき黄巢らの反乱・出家入道などがまず想起されよう。しかしこうした事例はごく少数にすぎない。大多数の下第者たちは俗世のしがらみの中で大勢に順応しつつ生きてゆかざるを得ないのである。そうした下第者たちのその後を、(A)宗族・郷村内で自己の位置を確保しようとする対応と、(B)より積極的に国家権力とのかかわりの中で郷村社会での指導力を培おうとする対応に分けて観察しよう。

(A)

これは、自己の能力可能性に見切りをつけ故郷に帰り宗教の経営に専念するという場合である。

さて升官発財型社会において宗族とは学資を出資貸与してくれる基金源であり、任官中は政争などによる浮沈をしのぐ避難港・寄居待闕中の休憩地であり、退官後の隠居地という側面をもつようになった。例えば建州崇安の胡淵は下第後教授生活を送り、それほど資産豊かでもなかった。彼は「昔は人に恒産があつて俸禄に頓着しなかった。今、官途につく者はおしなべて俸禄にこだわらずそれが義であるかのように思っている。従つて一旦失脚した時に父母妻子が路頭に迷うことを少しも心配しないのはよくない」といい、廬舎を葺き、田數頃を買った。そしてそれは養子の寅(宣和三年進士・徽猷閣直学士)が元祐党籍にかかわり除名された時に大いに役立ち、人は淵の先見の明を知ったという。⁽⁵⁾

こうした宗族結合に累世同居とか義門といった精神的紐帯を与えたのが儒教道徳でありその論理はまた家規家訓

の中で展開されている。これらを啓蒙実践するには儒学に素養があり修養の時間もある下第者たちはまさに適任と
いふべき存在であった。

饒州鄱陽の陳氏は王明清の『揮麈前録』巻二にも今の望族としてあげられる全国的にも著名な宗族であり、「義
居五世闢門千口」で港口陳とも称されたという。陳氏では陳樞が五挙の後やつと任官し臨江軍清江県主簿で終った
のが官僚の家としての始めであった。その子の木は進士下第後、子孫の訓育にまた田事に励んだ。一方郷里にあつ
て数々の善行を積んだという。木の子晞は進士及第し著作佐郎となり、その弟の繫は嘉祐六年進士で河北常平使を
歴任している。木は子が高官に上つたため光祿寺丞を贈られている。⁽⁶⁾

撫州金谿の陸九淵の家もその模範的な宗族経営は後世にも語り継がれていた。⁽⁷⁾ 九淵兄弟は能力や適性に応じ宗族
内での役割を分担していたのである。長兄の九思（郷挙に預り晩年恩を以つて従侍郎を授かる）は尊長となり、二
兄の九紘は業をつくり諸弟が官途に就くための費などをつくつた。三兄の九阜は下第後子弟に学を講じた。四兄の
九韶はもともと仕官を望まず講学生活を送り『陸氏家制』の著もある。兄弟のうち進士及第者は九齡が乾道五年
（三十八歳）進士で全州教授、九淵も乾道八年（三十三歳）進士で知荆門軍と官僚としてはさほど栄達はせず、寧
ろ学者としての盛名が高かつた。⁽⁸⁾

建州建陽の劉大成は下第後、父母も兄も亡くなったので一族の長として孤姪を教育し析爨せざること三十年、郷
にあつては輕財重義を旨とし長者と慕われたという。大成は子の崇之が淳熙二年進士登第（戸部郎中）した時に
「子ありて吾が志を成せり、なお何をか求めん」と手放して喜んだ。のち子孫に儒科に登るものが相い繼いだとい
う。崇之の子の純は父の恩蔭をもって官途についたが、紹定二年閩寇が郷里に迫つたのを聞き帰郷し家財を出し義

勇兵を募り奮戦したと伝える。⁽⁹⁾

陝州夏県の司馬浩は曾祖父・祖父・父の三代とも官途に就かなかつた所謂三代不仕の家から始めて科擧に応じたが下第し、のち専ら治家を事としたという。司馬氏は世々聚居しており、時には郷人の先頭に立ち県官に水利工事を陳情する地域の声望家であつた。そうした一族にあって浩は従弟の池やその子の元祐の宰相光が、官僚として立つための財政的基盤を供したのであつた。⁽¹⁰⁾

樓氏は明州屈指の大族である。官僚としての嚆矢は、奉化より鄞に移住した郁が慶曆中に郡学教授生活三十余年の後皇祐五年進士登第し大理評事となつたものである。その子の肖は政和八年特奏名で和州助教に補され、肖の子の弃は下第後夫人と協力し家産を富まし病者には給するに薬をもつてし、死者には給するに棺をもつてするといふ場合に善行を積み、後の繁栄の基礎をつくつた(系図①参照)。⁽¹¹⁾

澧州任城の晁氏は宋初太平興国五年に廻が進士となつて工部尚書に陞り、淳化進士の宗簡が刑部郎中となつたのを始め、二世代続けて高官を輩出したが三代目は奮わず、仲詢は下第後は隱徳を積むことに心掛け、子孫の世代でまた進士及第者を出し続ける礎を築いた(系図②参照)。⁽¹²⁾

福州閩県の鄭氏は海浜地域の象山に累代住んでいた。彼の地は貧しく人々は鄭氏ら大姓に頼つて生活していたといふ。⁽¹³⁾鄭倫は壯歳にして科擧を断念し家塾を創り子弟を学ばせ、また借金の棒引きなどの善行を重ね長者と称された。子の文通は嘉泰四年(三十八歳)及び嘉定十六年(五十六歳)に郷貢進士にあげられたが遂に志を得ずに終つた。しかし黄榦に学んだ弟の适とともに清・李清馥『閩中理学淵源考』や清・王梓材『宋元学案補遺』などに名を残した学者であつた。彼はまた官が徭役負担者を増すため兄弟析産をさせようとしたときに同居共財は我が家の祖

法と反発し、聚居合食を続けた。

また出世し官途にあった兄弟に代り下第者が家を守るということもあった。

安陽の陳賡は父の大理寺丞芳を河陽に葬って河陽人となった。⁽¹⁴⁾兄弟とも科挙受験して、兄は首尾よく景德二年進士から刑部郎中に栄進した。しかし賡はしばしば下第を繰り返して遂に家業に専念することとなり、兄に代り親を奉養した。彼は家業運営に才を発揮し郷里は彼を長者と称したという。やがて彼は兄の蔭をもって試將作監主簿を得ている。

資州の楽才は兄とともに大小楽君と称された評判の秀才であった。⁽¹⁵⁾兄は舎選によって太学に長く在籍した後官途についた。才はそこで「吾が伯氏、門戸の責に任ずるに足れり」と言い、学業を断念し家事に専念した。兄は亡くなる時、その子に「自分が太学入学のため三度上京した際の旅費等はすべて親掛りで自分にはもう相続権はない」と言い残した。これに対し才は我々は義門であり、兄は財産を蕩尽したわけではないからといって兄の子にも相続させてやった。科挙のための学問が一族の共同事業であるという認識が存したことがわかる。

亳州譙の魯宗顔は兄の宗道（咸平二年進士・参知政事）とともに進士に挙げられたが及第せず、以降兄が政務に専念できるように家族のことはすべて宗顔が切り盛りしたという。兄がその蔭をもって任官を勧めたが謝辞して布衣で終った。郷里にあっては人々から敬慕され長者人と呼ばれていた。子の有開は宗道の蔭で知韋城県に任ぜられ、のち中大夫比部員外郎に至ったという。⁽¹⁷⁾

趙州平棘の周孝恭の場合はその父が「汝、禄仕に及ばずと雖も、乃ち吾が保家の主たらん」と予言した通り、兄孝孫が尚書比部郎中にまで累進したのに対し、明経科に応じたが下第した。後は宗族内においても郷里内にあって

も積善の行ありと称され、宗族の長として諸姪から頼られる存在であった。子の革は尚書屯田郎中朝請大夫、孫の之美は恩蔭で出仕し簽書大名府判官庁公事で終っている。

婺州義烏の何恢の家はその曾祖父が先祖を官塘付近に葬ったのを機に、その塘を百余畝にわたり浚渫した一種の開墾地主であった。父は武事をもって立身せんと望み河北の恩州で官を得たが、子孫には科挙でもって起家することを望んだ。しかし恢は学業より「公の財に臨むや鬼神と雖も欺かず」と評される如く理財に長け巨萬の富を築いた。そのおかげで弟の恪（紹興三十年進士・吉州永新簿・徽州録事参军）は学問に専心することができた。その恪が登第した時「是れ以って吾が父に報いるに足れり」と言い遂に学業を断念した。

宋代は族譜が盛んにつくられたことから明らかなように宗族組織の拡大発展期であった。そしてこれらの宗族結合の基本価値原理は教育や官職であった。以上の如く宋代を通じ広範な地域での事例を列挙したが、こうした宗族の経営に大いに貢献したのが下第者たちであった。

(B)

下第者にとって多少の声望も得られ、知識人としての誇りもさほど傷つかないのは教育を業とすることである。それは個人の家に寄寓してその子弟を教える館客から、小学・村塾・書院の教師や州県学の教授、はては郷先生と呼ばれ地域の学問的指導者と仰がれる場合までいろいろある。

例えば明州郵県の袁方⁽²⁰⁾は曾祖父・祖父と高官に上ったが、父は官途にはつかず、方も慶元五年に五十七歳で特奏名で雍州文学に補されたのみで、大半は教師生活をおくりながら子孫の代につなぐ役割を果たした。姪の樞も濤も下

第後はやはり教授生活を送っている。

福州侯官の劉庚夫は六⁽²¹⁾挙の後五十五歳で特奏名にあげられている。不運にもその年に亡くなったがそれまで郷校で教えること三十余年といい、従父の彝とともに『淳熙三山志』には廟学の先賢堂に合祀されたと記されている。

また洪州分寧の黄氏も元吉⁽²²⁾が田を買い書を聚め、中理は書館を桜桃洞と芝台の二箇所に設けた。茂宗は始めて本格的に学に取り組み黄氏の家学の祖ともいべき存在であった。こうして黄氏は着々とその教育環境を調べていった。芝台書院では一門の子弟が学んで混のころには十龍と呼ばれる俊秀がひしめき、うち過半数が登第したという。育も子供の頃並み居る諸児の中で才気煥発ぶりを買われ、特に英才教育を受けた。が下第し後は農事に従いながらも書を廃さず文集なども残している。靡なども官を辞し芝台書院に隠居するなど、学問がすでに単なる栄達のための手段というだけではなく、むしろ明確な社会価値の表明とみなされていたのである(系図③参照)。

こうして民間教育の分野で従来有力宗族内で個別に行なわれていた儒学教育を地域レベルに拡散したり、教育の社会移動の手段としての有効性を人々に知らしめるのに下第者たちは少なからず貢献したのである。また教育活動そのものが生計の資たりうることをも証明したのである。

さらに鄉村社会にあっては、彼らに知識人としての特権を付与していた儒教教養そのものがそのあからさまな私権拡大を許さなかった。それと強大化する国家権力との軋轢の中で、士大夫中間層とその母胎である宗族は官と民のパイプ役を担うことになった。⁽²³⁾ こうして彼らは郷里においてはその輿望を得るために様々の善行を積むのである。そしてここにも下第者の姿がみえるのである。

例えば興化軍仙遊県の李汝文は下第後、郷里にあって餓えたるは活かし死したるは葬り義士といわれた。また精⁽²⁴⁾

舎を建て先聖を祀り学舎を整備し学子の間でも義士という評判を得た。

台州黄巖の丁世雄⁽²⁶⁾は祖父が承節郎で監税官、父は進武校尉であった。世雄は下第後、税役の肩替りなどおおよそ義拳といえど丁君といわれたという。その積善の余慶か子の木は嘉定四年進士及第し、丁村で始めて士大夫の仲間入りできた。

鎮江丹陽の諸葛墳⁽²⁶⁾は三代不仕の家系で自身も晩年特奏名による監江陵府糧料院で終り、子孫にも顕著な者は出なかった。にもかかわらず『至順鎮江志』卷十八の人材に名があがっているのは郷にあって義役(徭役負担の相互扶助)を提唱し紛争の芽を摘んだためである。おおよそ長者などと讃えられる者はすべてこの類である。中には資陽の人陳泌のように士人なるがゆえに累代かかって蓄積した富を慈善のため惜し気もなく使い尽し、郷里の人望をかちえようとする者さえ出てくるのである。⁽²⁷⁾

文化面での貢献にかぎっていえば荆州長林の李堯臣⁽²⁸⁾などは郷学をつくり、里中の少年が多く詩書を知るようになったのは彼の功績だといわれている。農業資産家の父は堯臣兄弟に学問をさせ、堯臣は太学に入ったが登第はかなわず、納粟により帰州柘埭主簿に調された。あとは官途につかず郷里にあって荆州元叔と称揚される名望家となつた。さらにまたその学識を利用して下第者たちは多種多様な啓蒙活動を行なうのである。平陽の楊諶⁽²⁹⁾は『新婦戒』・『楊氏族譜』・『蘆江郷約』・『堯蒙備用』を著し、番禺の梁觀⁽³⁰⁾は『勸諭』一篇をつくり、印刷して広く普及せしめたという。農事においても濟州鉅野の鄧御夫⁽³¹⁾は『農曆』一百二十巻を著し、『齊民要術』以来の農書と評されたという。

また従来どちらかと言えば巫の世界に貶められていた医術の向上にも彼らは寄与したのである。宮下三郎氏の言

われる通り宋元時代は中国医学史上の一興隆期である⁽³²⁾。それには国家による医学書出版などによる医学知識の普及が大いに力があった。そうした動きに即応して明州鄞県の戴日宣のように凶作年と重なることの多い疾病流行時に飢えたる者には穀物を放出し、病める者には薬を与えることを善行の一とする者もあらわれた。溧陽の潘沢師は巫医を排除することに努め、また南城の陳璆⁽³⁵⁾は疾病を鬼禍とし忌み嫌う因習を排し自ら進んで薬物をもって療治にあたったという。こうした事例は地方官の治績にはまみられるが、在野の知識人の協力も大きな比重を占めていたと思われる。また衡陽の劉徳沢のように『活国本草』⁽³⁶⁾などの医学書を著す者もあり、儒医といわれる知識人医師はこのような層から多く生まれたのであろう。

さらに永豊の鞠巖⁽³⁷⁾のように自分は庶人だから陰陽地理をも学んでいると称して自ら葬兆を卜するような者もあり、風水の分野にも進出していたことがわかる。

このように下第者たちは科挙を断念することで儒学の内縛から解放され、例えば撫州崇仁の呉号⁽³⁸⁾のように「凡そ浮屠・老子の説、神農・華陀・孫思邈の術、郭璞・呂才の書、通究せざるはなし」という具合にその知的関心を様々な方向へむけたのである。そして彼らは宋代文化の底辺を厚くするのに大いに貢献し、在野の知識人という立場を確固たるものにしていったのである。

また彼ら下第者たちはその官でも民でもない立場を利用して公共事業に進出し、地方政治の場で独自の地位を築こうとした。斯波義信氏の論述された袁州の水利事業においてもそうであったし、朱熹に共鳴し私穀四千斛を発して社倉を建てた南城の呉倫⁽⁴⁰⁾も貢士であったという。紹興余姚の孫椿年⁽⁴¹⁾などは官が海隄建設費捻出のため湖を干拓せんとした時に、その灌漑機能が失なわれると反対し私金を出し郷人を率いて隄を築いたという。

そして彼らはこうした実績をあしがかりに、官府の黙認のもと在地調停権をも手中にするのである。⁽⁴²⁾宋代では宮崎市定氏の研究にもあるように、訴訟沙汰が多く官府を悩ませた。知識人くずれが訴訟ゴロとなりそうした傾向をあおることもあったのである。⁽⁴³⁾しかし逆に鎮静化にむかう動きもあった。⁽⁴⁴⁾例えば金壇の陳氏にあっては亢の代に産をなし学問を始め、熙寧八年の大飢饉の際は救援に手を尽した。また郷人を率いて古速瀆に堤十許里を築き水患を防いだと『至順鎮江志』の隱逸土著にみえる。こうした善行の積み重ねの上になつて下第進士の維は、⁽⁴⁵⁾郷曲に競あらば片言をもつて決すとその伝記にいうように調停を行なつた。

同様に湖州長興の劉定国⁽⁴⁶⁾も兄弟のうち一人不遇であつたが、万卷の書をもつて三従子弟すべてを集め学業に励ませた。郷においては二瀆一埭の補修を郷党を率いて行ない水患を防いだり、行人の便のため石橋を独力で架けた。人はその徳をたたえて劉公橋と呼んだという。こうして本来ならば官のなすべき事業を代行することによって、郷民に対しても官に対してもある種の発言権を獲得する。そしてそれが片足は土地に片足は官僚制の中にといわれる彼らの特異な立場を築いてゆくのである。先の劉定国の場合もまた無実の罪を着せられた者のため官に口を利いてやったりしている。

さらに華陽の王仲符⁽⁴⁷⁾は三代不在で自身も下第し公職にはつかなかつた。(子の任は熙寧六年進士第二、知渝州)仲符は龍圖閣學士知成都府の庇護を受け、知永康軍の汚職嫌疑について転運使から私的に問い合わせを受けたり、導江令が冤罪を着せられんとした時に大いにために弁護したという。このように地方政界で独特のコネクションを有する者もあらわれた。

以上、具体例をあげ検証してきた通り、士大夫中間層は儒教を基本原理としながら郷里社会において多面的な影

響力を確立していったのである。そしていわばその尖兵にあたるのが下第者たちであったのだ。

二 起 家 を め ぐ る 社 会 観

前節で縷々のべてきた通り、郷村や宗族内においてその足場を固めつつ下第者たちは再浮上への準備もおさおさ怠らなかつた。ここでは升官発財を積極的に肯定する意識変化と再浮上の具体的方途についてのべよう。

宋代では、たとえば葉適⁽⁴⁸⁾らの所謂永嘉学派などの思想にもみえるように、富をより多元的に柔軟にとらえるようになり、全て悪と決めつけるようなことはなくなりつつあった。魏了翁⁽⁴⁹⁾は「今の士たちは実は貧を忌みながらも表向きは富をなじり、富というものが善をなすときの資となることを知らぬ」と行き過ぎた清貧主義を非難した。陳亮も喻夏卿⁽⁵⁰⁾という人物の理に適った蓄財法を讃えて孟子の「為仁不富」の論法は夏卿に至って廃されたとまで言っている。こうした考え方は更に兼併掎取せずひたすら勤儉にして財を築き慈善に努めれば⁽⁵¹⁾、天はそれに報いて子孫を官僚として立身出世させるといふ論理をも生み出した⁽⁵²⁾。

ただこうした傾向にもかかわらず蓄富の前向きな肯定といった方向までには至らず、単に升官発財という国家に寄生する形での蓄財しかとりえなかつたところに儒教の限界、中国社会の独自性がある。こうして宋代社会の繁栄から生じた士大夫中間層の上昇志向エネルギーは、見返りも大きい危険性も高い投資を要する科挙に一途にむかわざるを得なかつたのである。

また科挙のための学問を蔑視する建て前論とは別に「読書の登第あるは耕の穫あり、蚕の糸あるが如し。自然の理・必至の報にして信じ疑わざるべし」という率直な表現もままみられるようになる⁽⁵⁴⁾。閩州の陳知默⁽⁵⁵⁾はその祖父の

代に堯叟（端拱二年進士第一・右僕射）、堯佐（端拱二年進士・同中書門下平章事）、堯咨（咸平三年進士第一・翰林學士）を輩出したが以降は奮わず、辛うじて恩蔭で起家する斜陽の家である。その彼が下第後もなお「吾が学は科擧に従い官となる所以のものなり」と言いきるのには、その官僚の家としての矜持あるいは宿命をみることでできよう。さらに伝記資料中に散見する「業儒」や「業進士」という語が示すように、科擧のための学問も農耕などと同じ一種の職業としてとらえられるようになってきたといえる。

例えば処州龍泉の何平は三代不仕で自身も落第しながらも、蓄財を勧めた者に対し「私の息子が学によって立身できたなら私の業はそれで豊かになる」と答えたという。そのため、子の執中（熙寧六年進士・尚書左僕射）が省試受験の時、開封までの旅費等にも事欠く有様で大姓に援助を乞うたという。⁽⁵⁶⁾ 何氏の場合この投資は大成功で、政和年間には執中の家は京師で一二を争う大資産家となった。⁽⁵⁷⁾ また執中の子の志同も吏部尚書となるなど続いて高官を生んだ。更に執中の成功はその姻戚の梁氏にも及び、外孫の梁汝嘉はその恩蔭で入官し戸部尚書にまで榮進している。⁽⁵⁸⁾

鎮江金壇の劉杞⁽⁶⁰⁾の場合、金壇に移住してまもなくの頃、姻戚の湯家が三千緡を合資して講学の師を招こうとしたが五百緡たりなかった。杞はそこで皆があきれるのにもかまわず、やっと自給するに足りた常産を売り五百緡を捻出し、子弟の教育に資した。その甲斐あってか、三世代続けて郷貢に首選され、曾孫十六人はみな進士を業とする。とあるが、顯官は出なかった。ただ孫の宰は金壇県学の先賢祠に、程顥・程頤・朱熹・張栻などと並祀された郷土の学問の領袖であった。

先出の陳維も曾祖父の代には富裕をもって聞えていたのだが、彼の代では子弟の教育費をつくるため別業を売っ

て一族の非難を浴びた。しかし子の従古はめでたく紹興二十一年進士及第し官は直祕閣に至っている。

こうして従来の農業や恐らくは商業などで富を蓄積した上で、更に権勢名譽を求め、子孫の優秀な者を選び、科挙受験させる順風満帆の立身出世のパターンとは少し異なったタイプが生まれてきていることがわかる。さらに事例をあげれば、南劍州将楽の陳瑛は⁽⁶²⁾その子を太学に入れるため田畑を売り払ってしまった。郷里の人々は始め嘲笑っていたが、十数年後に子の升（紹聖四年）や戩（元祐三年）が相繼いで登第した時には、手のひらを返すように祝いをのべにきた。ところが瑛は「文芸を以って禄を得るは其れ誰か然らずや、何ぞ賀するに足らんや」と答えている。いくらかの誇張はあるが、ここには既に科挙によってのみしか立身できない、他業には身を落しえないという意識が生まれてきたこと、たとえ他に資産がなくとも教育を唯一の武器として立身しようとする層が形成されつつあったことがみとれるのである。

三 起家への方途

家格を維持し、後代につながるためには、特奏名進士であろうと、恩蔭・武科挙・捐納補官であっても、官途につくことが下第者にとっては⁽⁶⁴⁾まず重要であった。

恩蔭の場合、梅原郁氏の研究にもあるがそのコネクションによっては高位高官に昇ることも可能ではある。しかし高官の子弟たちの中にはまず恩蔭で官僚身分を確保した上で、受験し下第しても、そのまま官僚生活を続ける者も多く、やはり官僚の家筋をつなぐ役割が大きい。例えば會稽の陸氏のように進士及第者と恩蔭出仕者がうまく交互に組み合わせることにより、士大夫としての家格を維持できるのである（系図④参照）。もちろん恩蔭といつて

も陸洸⁽⁶⁵⁾などは科挙を受験しており、そのためには会稽の三大蔵書家の一に数えられ、⁽⁶⁶⁾詩人陸游を生んだ如く、学問に対する投資も怠らなかつた。

特奏名進士とは連年下第者に一種の恩恵として与えられるものであり、科挙の年ごとにはたいてい進士以上の及第者を数える。彼らには国家にとって有為の人材たれとの期待など殆ど寄せられてはいない。⁽⁶⁷⁾興化軍莆田の鄭巖⁽⁶⁸⁾のように年二十一から郷挙にあげられ、五十になつても進士に及第しなかつたが、特奏名の恩典にあずかることを勧められても断わる者もいる。しかし背に腹はかえられず、やむなく甘受する者も多かつた。ただ『嘉定赤城志』に「より台州の進士科と特科（特奏名）出身者の最終官歴を比較してみると、特奏名は知州以上の高官になる例はなく、よくて知県、多くは幕職州県官クラスである。一方進士科の場合でも、官僚としての運に恵まれなかつた者には特奏名と同程度の官で終ることも少なくない。したがつて官僚の家としての榮譽は辛うじて保つことができるのである。」

建州崇安の劉氏は、五代末に州の潭溪に遷り、山林を蕩拓焚拂した庸が始遷祖である。その二世が廬室を完え、三世にして田疇を闢くという風に地歩を固め、五世にして始めて学問する余裕が生じた。⁽⁶⁹⁾民先は六世代めにあたり、熙寧初め数度下第したのち、特奏名で入官している。弟の民覚⁽⁷⁰⁾も郷里で教授生活を送つたにすぎないが子孫に顯官に登る者が多く出た（系図⑤参照）。

明州鄞県の戴機⁽⁷¹⁾の場合は、曾祖父が財をなし、祖父・父と学問を蓄積し、弟の樟は乾道五年に進士及第し諸暨丞で終っている。機は弟の没後五十六歳にして特恩にあずかり、金華簿を経て承務郎で卒している。孫の埴は紹定五年、埴は嘉熙二年に、從姪の進之は淳祐元年にそれぞれ進士及第している。他に戴氏の及第者として杰（嘉定七年

・淳祐十年）、得之（宝祐元年）、元質（淳祐七年武擧）などがみえる。

武科も、先出の『赤城志』によれば武階ながら知州などに任官する者もある。しかし武科合格後に進士科に合格したり、任官後に文官に転身する事例もある。例えば興化軍の薛奕⁽⁷²⁾の場合は熙寧九年に同郷の状元徐鐸とともに武擧第一及第し、神宗皇帝より文武の盛事として、御製詩を賜わり鳳翔府正将などを歴任した。しかし薛氏としての出仕の途の本命はやはり科擧進士であった。

こうして社会的地位の延命のための方策はいろいろ講ぜられたのだが、たとえ進士に及第してもその荣誉は永続しない。まして下第者たちの再上昇への道は険しい。後世になぐごとのできなかった数例を擧げよう。蘇州の龔氏はもと福建邵武に居たが、南唐の礼部郎中慎儀の子識が蘇州に始めて遷っている。識はまた宋朝になって最初の蘇州からの進士として知られる。以降、龔氏は続々と進士及第者を出した。けれども識の玄孫明之は年六十にして始めて郷貢にあげられ、八十二歳で特科をもって監南嶽廟を得て宣教郎で終っている。その子の昱も郷人の師として終った。その後進士及第者は途絶えた（系図⑥参照）。

同じく蘇州呉県の富氏は慶曆の名臣富弼の姪にあたる敵が青田から移り住んだのを始めとする。敵は大中祥符四年進士で康定年間に左朝散大夫知蘇州になっている。孫の世代に進士及第者を輩出したが、延年⁽⁷⁴⁾のみは建炎二年に五十六歳で特奏名及第し左迪功郎で終っている。以後『呉郡志』の紹定二年までの進士題名に富氏はみえない。

その他の事例をもあわせ考察すれば、前の進士及第者から四代めあたりが再浮上か否かの分れ目のようである。そこで再び進士及第者が出ずに没落していく場合が多い。その上直接史料にあらわれない下第者たちをも考慮に入れば、再浮上の困難は想像できよう。かつて天下の望族とさえいわれ、またその豊富な蔵書をもって聞えた会稽

の石氏すら、人々にとってその再上昇は奇跡とうつり、その説明のため風水縁起がまことしやかに語られたほどである（系図⑦参照）。

おわりに

以上のべてきた骨子は、科挙制度が史料にあらわれにくい下第者たちを触媒として、文化的に均質な知識人層の量的・地域的拡大を促したこと、そして彼らが国家の法秩序を自らの利害に結びつける形で官権と私権の間隙を埋める一種の社会的柔構造を形成しつつあったこと、その主たる誘因は科挙進士を頂点とする国家による権威づけであったことなどである。

いかえれば、宋一代の間に曲折を重ねて成長した科挙は宋初の至公・開放の理想では対処しきれない複雑に発達した社会にどう適応するかという課題に直面するようになった。激増する競争、下第者の蓄積、升官発財の機会を永続させたい欲求など、当初の期待・理想の予見をこえた状況の発生である。しかし科挙は宋一代あくまで正途の取士の途としての基本制度でありつづけ、加えて北宋後半学校制度をこれに替えようとする試みが頓挫したことから、取士と養才を兼ね備える、いわば社会価値を統合する装置に成長していった。下第者も社会的落伍者ではなく、むしろ儒教的行政を弘布し補完する存在という名目が与えられ、地方社会での蓄財・福祉・調停も、さらには族権のエゴイズムも、結局はこうした名目との相関のうちに表明されるようになった。

近年、森田憲司氏も学界展望で触れられているが、高橋芳郎氏、小林義廣氏らを始め、宋代の士大夫研究が盛んになってきた。今後は、それらの成果を摂取しながら、また前稿⁽⁷⁶⁾・本稿と筆者なりに積み重ねてきた概念を興化軍⁽⁷⁷⁾

の方氏という一族を通じて具体的に検証したいと思う。紙数も限られているので、その作業は次稿を期する次第である。

注

- (1) 宮崎市定『科挙史』平凡社東洋文庫、一九八七。村上哲見『科挙の話』講談社新書、一九八〇。荒木敏一『宋代科挙制度研究』東洋史研究会、一九六九。
- (2) 劉宰『漫塘集』卷一三、上錢丞相論罷漕試太学補試簡子。
- (3) 梁克家『淳熙三山志』卷二八の乾道年間から開禧年間の統計。
- (4) 渡辺紘良「宋代在郷の士大夫について」『史潮』新十六、一九八六。
- (5) 游酢『游廌山集』卷五、宣義胡公墓誌銘。
- (6) 陸佃『陶山集』卷一四、光祿寺丞陳君墓誌銘。『永樂大典』三一四二一九。番陽志。
- (7) 清・潘永因『宋稗類鈔』卷六、家範「陸象山家于撫州金谿累世義居、一人最長者為家長、一家之事聽命焉、逐年選差子弟分任家事、或主田疇、或主租稅、或主出納、或主厨爨、或主賓客……」。
- (8) 陸九淵『象山全集』卷二七、陸修職墓表、同卷二八、宋故陸公墓誌、同卷二七陸先生行狀。『宋史』卷四三九。『宋元学案』卷八。
- (9) 周必大『文忠集』卷七五、朝請郎致仕劉君墓誌銘。
- (10) 司馬光『温国文正司馬公集』卷七九、衛尉少卿司馬府君墓表。
- (11) 伊原弘「宋代明州における官戸の婚姻関係」『中央大学大学院年報』創刊号、一九七二。樓鑰『攻媿集』卷一〇〇、叔祖居士并張夫人墓誌銘。
- (12) 晁公邁『嵩山集』卷一一九、任城晁公墓表。
- (13) 陳宓『復齋先生集』卷二、進士鄭君墓誌銘。黃榦『勉齋集』卷三八、鄭勉士墓誌銘。
- (14) 尹洙『河南先生文集』卷一四、故將作監主簿陳君墓誌銘。

- (15) 李石『方舟集』卷一六、樂先生墓誌銘。
- (16) 鄭解『鄖溪集』卷一一、殿中丞魯君墓誌銘。
- (17) 韓琦『安陽集』卷四九、故太常博士周君墓誌銘。
- (18) 陳亮『龍川文集』卷二八、何茂宏墓誌銘。
- (19) 森田憲司『宋元時代における修譜』(『東洋史研究』三七—四、一九七九)。
- (20) 袁變『契齋集』卷一六、叔父迪功郎監潭州南嶽廟行狀、同卷二〇、亡弟木叔墓誌銘。
- (21) 鄭俠『西塘集』卷四、劉公南墓表。
- (22) 黃庭堅『黃豫章集』卷二四、叔父和叔墓碣。
- (23) Wm・T・ドバリー著、山口久和訳『朱子学と自由の伝統』(平凡社、一九八七)。
- (24) 黃仲元『黃四如集』卷四、李仁可墓銘。
- (25) 葉適『水心文集』卷一四、丁君墓誌銘。
- (26) 劉宰『漫塘文集』卷三一、諸葛承直墓誌銘。
- (27) 李石『方舟集』卷一五、陳次雲墓誌銘。
- (28) 黃庭堅『黃豫章集』卷三三、李元叔墓誌銘。
- (29) 清・王梓材『宋元学案補遺』卷一一。
- (30) 胡寅『斐然集』卷二六、進士梁君墓誌銘。
- (31) 晁補之『雞肋集』卷六三、鄧先生墓表。
- (32) 「宋元の医療」(『宋元時代の科学技術史』京都大学人文科学研究所、一九六七)。
- (33) 袁變『契齋集』卷一九、台州仙居県主簿戴君墓誌銘。
- (34) 劉宰『漫塘文集』卷二九、潘君墓誌銘。
- (35) 李觀『直講集』卷三〇、進士陳君墓銘。
- (36) 胡銓『澹庵集』卷一五、活国本草序。
- (37) 劉辰翁『須溪集』卷七、鞠華巖墓誌銘。

- (38) 陳元晉『漁野類藁』卷六、吳文瑞墓誌銘。
- (39) 「江南宜春の李渠」『東洋史研究』三六一—三、一九七三。
- (40) 朱熹『朱文公集』卷八〇、吳氏社倉記。また兄の伸とともに錢百万を醸出して、儲書数千卷と号す書樓を創り教育に資した。陸游『渭南文集』卷二一、吳氏書樓記。
- (41) 葉適『水心文集』卷七六、孫永叔墓誌銘。
- (42) 渡辺祐良『宋代潭州湘潭県の黎氏をめぐる』——外臣における新興階層の聴訟——『東洋学報』六五—二、一九八四。
- (43) 「宋元時代の法制と裁判機構」『アジア史研究第四』一九六四。赤城隆治「南宋期の訴訟について」。草野靖「健訟と書鋪戸——赤城報告によせて——」『史潮』新一六、一九八五。陳淳『北溪大全集』卷四七、上傳寺丞論民間利病六条「凡有詞訟者、必倚之為盟主、謂之主人翁。此其人或是貢士、或是国学生、或進士困於場屋者……」
- (44) こうした傾向も極端になれば健訟と同様に官の取締りの対象となる。『慶元条法事類』卷七五刑獄門刑獄雜事・断獄勅「諸形勢之家豪民同、輒置獄具。而閔留人者、徒貳年。情理重者、奏裁。許彼閔留人越訴」など。
- (45) 楊萬里『誠齋集』卷一一八、陳先生墓誌銘。
- (46) 張守『毘陵集』卷一四、劉公神道碑。
- (47) 呂陶『淨德集』卷二三、王府君墓誌銘。
- (48) 葉適『水心別集』卷二、民事上「富人者州县之本、上下之所頼也。富人為天子養小民、又供上用……」など。
- (49) 魏了翁『鶴林集』卷三五、郭鼎尉墓誌銘。
- (50) 陳亮『龍川集』卷二八、喻夏卿墓誌銘。
- (51) 「折券不問」などということが善行の一にあげられるのは、裏返せば適正な利息で、あくどい取り立てさえしなければ金融業も士大夫中間層の職業として一応認められていたことを示す。しかしやはり名譽なことではなく、下第後ですら、商行為に従事したという直截的表現は小説の類（洪邁『夷堅支丁』卷四林子元など）ぐらいにしかみられない。
- (52) 劉才邵『樹溪居士集』卷三三、劉端甫墓誌銘。
- (53) 科学には批判的であったとされる朱子にも以下のような逸話がある。黄謙という男が郡学をやめ朱子のもとで学びたい

と言ってきた。それに対し朱子は「お前の父上が挙業を修めるように命じたのに、なぜその通りしないのか、郡学での挙業と理学とは相い反するものではない」と答えた。科挙のための学を軽侮する風潮に釘をさしたのである。明・宋端儀『孝亭淵源録初稿存』巻二二。

(55) 林之奇『拙齋文集』巻一八、進士林君夏卿墓誌銘。

(56) 畢仲游『西台集』巻六、陳子思伝。

(57) 劉跂『学易集』巻八、処士何君行状。

(58) 洪邁『夷堅甲志』第一、何丞相。

(59) 董弁『問燕常談』。

(60) 周必大『文忠公集』巻六九、贈少師梁公神道碑。

(61) 劉宰『漫塘集』巻三二、先祖十九府君墓誌。

(62) 先註(45) 参照。

(63) 『永樂大典』三二四六、陳伯瑜墓誌銘。

(64) 眉州の陳綱は下第後「子弟をして佳進士と作し、もって恥を雪ぐ」ため、書館を開き教師を招聘した。黃庭堅『黃豫章集』巻三三、陳少張墓誌銘。

(65) 『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八六)

(66) 陸游『渭南文集』巻三五、奉直大夫陸公墓誌銘。寺地邊「湖田に対する南宋郷紳の抵抗姿勢」(『史学研究』一七三、一九八六)。

(67) 施宿『嘉泰會稽志』巻一六。

(68) 『宋史』巻一五五、選舉一科目上の元祐初の知貢舉蘇軾・孔文仲の言。

(69) 劉克莊『後村集』巻一五五、鄭君傳墓誌銘。

(70) 『閩中理學淵源考』巻六。

(71) 劉子翬『屏山集』巻九、処士劉公墓表。

(72) 樓鑰『攻媿集』巻一〇六、戴伯度墓誌銘。

- (72) 王象之『輿地紀勝』卷一三五、興化軍。李光『莊簡集』卷一八、胡府君墓誌銘。
- (73) 范成大『吳郡志』卷二七。
- (74) 程俱『北山小集』卷三一、右廸功郎富君墓誌銘。
- (75) 張溥『宝慶会稽志統』卷七に夷堅志を引いて言う。王明清『揮麈前録』卷一。
- (76) 『史学雑誌』九六一五 一九八六年の歴史学界——回顧と展望。
- (77) 「宋代の都市と教育」(『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所 一九七九。

(大学院後期課程修了)

系図① 明州樓氏

(郁) ※人名は輩行順に排列
 皇祐五 () 進士出身
 大理評事 [] 特奏名・恩蔭・武科等
 (常) (光) [肖] < > 不明
 治平二 熙寧九 特奏名
 知興化軍 承議郎 州助教
 (昇) (弁) <弁>
 元豐八 元符三 拳進士不偶
 徽猷閣直学士
 [璿] <璿>
 恩蔭 朝議大夫
 (鈇) (鑰) (鐔) (鏞) (鑿) [鑄] <錫> <鏗> <鏜> <鉉>
 紹興三十 隆興元 紹興三十 紹興四 嘉定十六 郊祀恩
 府学教授 参知政事 知江陰軍 績谿尉 知嚴州 通判 不仕 不仕
 (汶) (濂) (澈) (泚) (淮) (瀚) (冽) (澹) (淳) <淵> <瀟> <治>
 慶元二 紹定五 宝慶二 嘉定四 紹定五 端平二 紹定五 淳祐七 淳祐七 嘉熙二
 承議郎 通判 中奉大夫
 (采) (樺) (棹) (楸) (稅) (條) (侃) [棊] <扶> <椽>
 嘉定十 紹定五 端平二 淳祐七 端平二 嘉熙二 嘉熙二 紹定五武拳
 知泰州 精曆法終以窮死

系図② 澶州晁氏

(廻) <邁(講)>

太平興国五

工部尚書 駕部員外郎

(宗簡) [宗愨] [宗恪] <宗愿>

淳化 恩蔭賜進士 恩蔭

刑部郎中 資政殿學士 光祿少卿 軍事推官

〔仲衍〕 〔仲參〕 〔仲熙〕 <仲詢>

賜進士 恩蔭 恩蔭 五試不售

祠部員外郎 虞部郎中 朝議大夫

(端仁) (端礼) (端中) (端稟) (端彦) (端本) (端友)

治平 熙寧六 元祐六 嘉祐四 治平

朝請大夫 協律郎 知県 知県 秘書少監 大理寺丞 著作佐郎

(説之) (補之) (載之) [詠之] <謙之> <沖之> <觀之> <貫之>

元豊五 元豊二 恩蔭

徽猷閣待制 知州 県丞 司録參軍 敷文閣直學士 不仕 不仕 不仕

(公武) (公邁) [公邁] [公諤] <公休> <公毫> <公為> <公贊郎>

紹興二 紹興八 恩蔭 恩蔭

敷文閣直學士 朝奉大夫 提學常平 司法參軍 県令 県令 直頭謨閣 不仕

(百談) (子與)

淳熙二

知州 賜迪功郎

※百談, 子與とも撫州人とする。

系圖③ 洪州黃氏

(茂宗) (湜)

大中祥符

節度判官 朝散大夫

(庶) (廉) (庠) (廳) <育>

慶曆二 嘉祐六 景祐元 皇祐 試有司不利

攝知州 給事中 京兆法曹

(庭堅) (叔敖) (得禮) <大臨> <叔達> <仲熊> <準>

治平四 元祐六 元祐三

知州 戶部尚書 軍事推官 知縣 不仕 不仕 不仕

(次山) <彪>

宣和元國學

提點刑獄 永州郡吏

(晷) <談> <攀> <然> <愷之> <牧之>

知州 權務 秘閣修撰 知州 知縣 知州

<思永>

不仕

系図④ 会稽陸氏

(軫)

大中祥符五

吏部郎中

[珪] [琮] <琪>

恩蔭

恩蔭

知県

通判

県令

(佃)

(傳)

<泌>

熙寧三

熙寧六

尚書右丞

朝奉大夫

(長民)

[寔]

<表民>

<宰>

<寘> ※徒居明州

政和五

恩蔭

右朝散大夫 在外差遣 朝請大夫 中散大夫

(光之)

(升之)

(洙)

(采)

[静之]

[游]

[洸]

[沅]

<湓>

紹興十八

紹興十八

乾道五

嘉熙四

恩蔭

恩蔭

恩蔭

世賞

權戸部郎中

知州

(子遇)

<子適>

<椿>

<棟>

<桂>

淳熙八

知州

主簿

県尉

監塩場

↓

(若川)

嘉定十

(挺)

嘉熙四

(煥)

嘉熙四

(哲甫)

嘉熙四

(點)

嘉熙四

(經)

紹定五

轉運副使

(達)

宝祐元

↓

系図⑤ 建州劉氏

〔民先〕 〈民覺〉

特奏名

(翰) 〔韞〕

紹聖元 恩蔭

資政殿學士 朝散大夫

〔子翼〕 〔子翬〕 〈子羽〉

恩蔭 恩蔭

知州 通判 徽猷閣待制

(珙) 〈珩〉

紹興十二 從事郎

參知政事 〔學箕〕 〈學箕〉

恩蔭

守邕州 不仕

系図⑥ 蘇州龔氏

〈慎儀〉 ※邵武人

南唐禮部郎中

(識) (緯) (紀) 〈穎〉 ※邵武人

端拱元 淳化三 咸平三

司封郎中

檢校司徒

(宗元) (會元)

天聖八 咸平三

都官員外郎 知廣德軍

(程)

熙寧六

知鼎

(況)

崇寧五

祠部員外郎

〔明之〕

乾道八特科

宣教郎

〈昱〉

鄉人師之

系図⑦ 会稽石氏

(待旦) (待举)

天禧三 天聖五

書院山長 通判

(亞之) (秀之) (麟之) (牧之) (衍之) (象之) (深之)

景祐 景祐五 皇祐元 慶曆二 慶曆二 慶曆二 嘉祐二

太常博士 左奉議郎 通判 知州 大理寺丞 太常丞

(景衡) (景術) (景略) (景淵)

熙寧六 元豐五 熙寧六 嘉祐二

朝奉大夫 朝奉大夫

(端中) (端誠) (公弼) (公揆) (師能) (彦和) (公恕)

元符三 崇寧五 元祐六 政和二 紹興五 崇寧二 大觀三

[公輒] [公孺] [師聖]

紹興二特科 監南岳廟

(邦彦) (畫間) (嗣慶) (延慶) <邦圻>

紹興二十四 隆興元 宣和三 紹興二

朝請大夫 左朝請郎 大理正

(斗文) (宗昭) (宗王) (宗魏)

隆興元 乾道八 慶元三 慶元三

侍從

[繼曾]

恩蔭

朝奉大夫